石川県移住ポータルサイトリニューアル業務仕様書

1　目的

　移住ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」（http://www.iju.ishikawa.jp/）について、現在のサイトよりもさらに詳細な情報を入手できるようにコンテンツの増加や機能追加など「魅力的に」「見やすく」「探しやすい」サイトとなるよう、移住ポータルサイトをリニューアルすることで、より多くの人に対して石川県への移住をＰＲする。

2　委託業務期間

契約日から平成２９年３月３１日まで

3　委託予定金額

　８００千円（消費税及び地方消費税を含む）

4　仕様

（1）トップページの変更

　　現在の７個のコンテンツを以下１０個に増やす方向とする。

　　①移住への道

　　②石川で暮らす魅力

　　③石川のどこで暮らす？

　　④市町紹介・支援制度

　　⑤仕事を探す

　　⑥住まいを探す

　　⑦体験

　　⑧暮らしべんり帳

　　⑨子育て・教育べんり帳

　　⑩移住者の声

(2)　コンテンツの内容については以下を基本に、必要に応じて内容の充実を図るものとする。

また、更新作業に配慮し、リンク等を活用するものとする。(①～⑩は上記番号に同じ)

　①現在のものを基本とする。

　②「全国トップレベルの住みやすさ」「幸福度ランキング３位」など石川県で暮らす魅力を掲載する。

　③「加賀で暮らす」「金沢・石川中央」「能登で暮らす」「まちなかで暮らす」「郊外で暮らす」「田舎で暮らす」「新興住宅地で暮らす」など移住希望者の目的等に合わせて選択できるようにし、選択したらそれぞれの暮らし方や魅力を紹介する。

　④現在のものを基本とする。

　⑤いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ＩＬＡＣ)などと連携し、内容を充実させる。

　⑥「賃貸物件を探す」「空き家を探す」を選択できるようにし、検索画面が出るようにする。賃貸物件については宅建協会や不動産協会のページを使い、空き家については空き家ナビを使う。

　　 ページには地域別の平均家賃を示し、都会より安いことをアピールしたり、住宅に関する支援制度について④市町紹介・支援制度のページをリンクするなど、工夫をこらす。

⑦市町で行う「ちょい住み」体験施設、県の短期移住体験事業などの体験に関するコンテンツを充実させる。

⑧「風土」「マイカー」「公共交通」「医療」「買い物」「公共サービス・金融機関」など暮らしに関する情報を掲載する。

⑨「子育て」については現在「暮らし」に掲載されている内容を掲載する。「教育」については学校の一覧や転入学の手続きなどについて掲載する。

⑩現在のものを基本とする。

(3）「お知らせ」をはじめ、サイト内の文章や画像の差し替え等の今後の更新作業については、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会が実施できるようにするなど、更新作業が容易なものになるよう配慮する。

(4)　ユーザー数やページ閲覧数などについて、グーグルアナリティクスなどを使用し、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会が解析データを閲覧できるようにする。

6　選定基準

　委託業者の選定にあたっては、次の項目を審査することとする。

(1) デザイン性：石川県の暮らしのイメージや魅力が伝わるものになっているか。

（2）機　能　性：ページ構成等が目的にかなったものになっているか。

（3）利　便　性：利用者が見やすく使やすい工夫がされたものになっているか。

（4）管　理　性：職員が管理しやすいものとなっているか。

（5）費用対効果：見積金額に対する効果が優れているか。

7　情報のセキュリティの確保

（1）情報セキュリティポリシーの遵守

　　受託者が業務を行う場合にあたっては、別紙１「石川県情報セキュリティ対策要領（外部委託業者）」を遵守しなければならない。

（2）個人情報の保護

　　受託者が業者を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙２「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（3）守秘義務

　　受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8　著作権等

（1）著作(財産)権の所有

　　成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

　受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

　①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

　②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の報告義務

　委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者

の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9　留意事項

（1）業務の実施にあたっては、石川県及びいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

（2）業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、石川県及びいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と協議の上、決定するものとする。

（3）業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。